

(狩獵免許)

診 断 書

住 所

氏 名

男・女

生年月日

年 月 日生

上記の者は、統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害
がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）、
その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を
失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気、又は麻薬、大麻、
あへん若しくは覚醒剤の中毒者ではないものと認める。

上記のとおり診断する。

年 月 日

住 所

名 称

医師氏名

印

(参考条文)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(狩猟免許の欠格事由)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許（第六号の場合にあっては、取消しに係る種類のものに限る。）を与えない。

- 一 網猟免許及びわな猟免許にあっては十八歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては二十歳に、それぞれ満たない者
- 二 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことにより支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかるている者
- 三 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 四 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（前三号に該当する者を除く。）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

(狩猟免許の欠格事由)

第47条 法第四十条第二号の環境省令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

- 一 統合失調症
- 二 そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
- 三 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気